

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

現状と課題

・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方や適切な教員配置、教育環境の整備が課題となっています。

・通常学級においては、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加している状況の中、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に進めていく必要があります。

・いじめの認知件数は、近年、中学校ではほぼ横ばいを推移し、小学校では増加傾向を示しており、本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの早期発見・早期対応を図っています。今後も、より一層学校全体で支援する校内体制を確立することが重要です。

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

主な取組成果

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、小・中学校通級指導教室の課題や今後の在り方について、有識者や関係機関を交えて検討を行いました。また、支援人材の充実や施設整備による教育環境の改善に向けた取組を進めました。

「かわさき共生＊共育プログラム」については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童生徒の心のケアに向け、人間関係づくりのスキル獲得や向上を目指した新エクササイズを作成し、オンラインで実践形式の研修会を行いました。また、一人一台に整備された端末を活用したエクササイズを開発し、児童生徒指導の支援の充実を図りました。

新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業明けの児童生徒及び保護者の不安に寄り添いながら心のケアを行うとともに、不登校や学校に居場所を見つけづらい児童生徒への相談活動を継続して実施しました。

帰国・外国人児童生徒について、国際教室担当教員及び巡回非常勤講師の配置により、日本語指導が必要な全ての対象児童生徒に特別の教育課程による日本語指導を実施したほか、日本語指導の初期段階や中学校への学習支援、学校生活への適応を支援するために、日本語指導初期支援員の配置を行いました。また、希望する学校などに通訳機器を136台配置し、児童生徒及び保護者とのコミュニケーション支援の充実を進めました。さらに、プレスクール（就学前の学校説明会）を全区で開催し、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒や保護者の支援を行いました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
支援の必要な児童の課題改善率	94.6% (H29(2017))	93.2%	89.2%	90.9%		95.0%以上
各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
支援の必要な児童に対する支援の未実施率	0.6% (H29(2017))	0.1%	0.2%	0.0%		0.0%
各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
個別の指導計画の作成率 (小・中・高等学校)	70.0% (H28(2016))	96.0%	96.0%	94.9%		100%
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
いじめの解消率 *	小学校	83.2% (H28(2016))	73.5%	71.8%	73.1%		85.0%以上
	中学校	91.8% (H28(2016))	85.8%	89.0%	81.9%		92.0%以上
いじめが解消した割合(解消した件数/認知件数×100)【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】							
いじめに関する意識*	小6	77.9% (H29(2017))	83.2%	82.5%	-		82.0%以上
	中3	66.7% (H29(2017))	74.3%	71.9%	-		74.0%以上
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典:全国学力・学習状況調査】							
不登校児童生徒の出現率 *	小学校	0.52% (H28(2016))	0.59%	0.72%	0.94%		0.30%以下
	中学校	3.82% (H28(2016))	4.24%	4.62%	4.76%		3.34%以下
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100)【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】							

*参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典元の調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。

*参考指標「いじめに関する意識」については、令和2年度は全国学力学習状況調査が実施されていないため、記載をしていません。

主な課題

特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、特別支援学校や通級指導教室等における取組を充実させるとともに、国の動向も見据えながら、神奈川県と連携し特別支援学校の受け入れ枠拡充に向けた取組を進める必要があります。

豊かな人間関係を育む「かわさき共生* 共育プログラム」について、「かわさきGIGAスクール構想」による一人一台端末が整備されたことを踏まえたエクササイズと効果測定のためのアンケートの実施方法を改善する必要があります。

不登校児童生徒の出現率は年々上昇しており、児童生徒の社会的自立を目指して、個々の状況に合わせた支援の取組を進める必要があります。また、ゆうゆう広場(適応指導教室)については、社会環境の変化などを考慮し活動内容を精選する必要があります。

児童生徒や保護者に対する相談の質を高め、児童生徒の抱える課題の解決を支援していく必要があります。

日本語指導のための特別の教育課程を実施しながら、教員の指導力のさらなる向上に向けて研修や情報提供を進めることで、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制を充実させる必要があります。また、プレスクールでは参加者のニーズを分析しながら回数や内容を改善し、効率的な実施方法を検討する必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

特別支援学校では地域の特別支援学級を支援する役割があるが、個別対応だけでなく、周辺校を含む全体的な対応策を示し、困難が生じる前にサポートができるよう情報共有を行っていくことが求められる。

特別支援学級に通うほどではないが、通常の学級で困っている発達障害のある子どもたちに対して、支援が拡充できるとよい。

子どもの貧困が拡大し、児童虐待やヤングケアラーの問題が表出している。LGBTなどのマイノリティーに悩む子どもたちも多くいるため、子どもたちが悩んだときにいつでも気兼ねなく相談できる体制が必要。異性の学級担任には相談しづらいこともあるため、児童支援コーディネーターや養護教諭、スクールカウンセラーなどの配置拡充をすることが望ましい。

今後の取組の方向性

特別支援学校における児童生徒の増加について、設置義務者である神奈川県とより一層連携し、受入枠拡充等の対応を推進していきます。また、通級による指導を受けている児童生徒についても増加しており、通級指導教室の指導体制の充実に向けて検討を進めていきます。

特別支援学校と地域の小・中学校との連携については、特別支援学校のセンター的機能の拡充に向けて、より効果的な訪問体制や小・中学校との連携方法を検討し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援と、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援の充実が図られるように取組を進めていきます。

「かわさき共生＊共育プログラム」については、実践形式の研修会を継続して行うとともに、これまでのエクササイズと効果測定のために行ってきたアンケートを「かわさきGIGAスクール構想」により導入された一人一台端末で実施する方法に見直しを行い、効率的にデータを蓄積し活用していきます。

不登校児童生徒については、さまざまな背景や原因があるため、個々の状況を的確に把握し、一人ひとりに寄り添った支援やICTを活用した学習支援を行っていきます。また、ゆうゆう広場（適応指導教室）については、市内6か所の運営を継続しながら、体験活動やフリースクールとの連携など、さまざまな取り組みを通して、自己肯定感を高め、将来的に社会的自立につながるよう、支援を進めていきます。

いじめ、不登校、貧困、児童虐待等に対して、未然防止、早期発見、早期対応を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置の見直しを検討する等、組織的な教育相談体制を構築し、教育相談のさらなる充実を図ります。

研修等を実施し、国際教室担当教員及び非常勤講師の日本語指導に関する専門性及び指導力の向上を図り、児童生徒一人ひとりのニーズに合った支援の実現を目指します。また、プレスクールを実施する等、円滑な就学に向けた支援を行っていきます。

施策1	共生社会の形成に向けた支援教育の推進
概要	本市では、共生社会の形成をめざし、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進します。すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

事務事業名	特別支援教育推進事業 ★			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ・言語通級への担当教員の追加配置	・小・中学校への支援の実施		
	小・中学校通級指導教室の運営 ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置	・国等の動向を見据えながらの運営改善の検討		
	個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・継続実施			
	特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施			
	医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 ・児童生徒の状況に応じた支援の実施			
	長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置			
	一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における体制の整備 ・特別支援教育コーディネーターによる支援 ・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置			
	児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進			
	一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進 教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備 ・相談・支援の実施			

実施状況

- ①特別支援学校センター的機能担当者が、対象児童生徒が在籍する107校に支援を行いました。通級指導教室センター的機能担当者が、通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,015回の訪問を行いました。
- ②年3回の通級設置校長連絡会、通級企画運営会議において、国や他自治体の動向の情報提供を行うとともに、在り方検討会議を開催し、通級指導教室の課題や今後の在り方について検討を行いました。
- ③学習指導要領改定を機に、サポートノート（個別的教育支援計画）について見直しを行い、発達段階に合わせて連携しやすいように工夫しました。
- ④必須研修・希望研修の実施については、43回以上を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や、学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における業務の適正化等による研修の見直し等により30回となりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、教員の専門性の向上が効果的に図られるよう、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討を進めます。
- ⑤対象児童生徒23名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち10名を対象に自立支援を行いました。
- ⑥東横恵愛病院訪問部延べ176名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ71名の児童生徒の学習支援を実施しました。
- ⑦小学校114校、中学校51校、高等学校4校（全・定）にサポーターを配置しました。配置回数については、21,638回以上を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、21,092回となりました。
- ⑧小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については165校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については24名が実施しました。
- ⑨就学相談について、他機関との連携を密に行って適切に進めるとともに、より適切な書式に改善しました。

課題と今後の取組

- ①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援については、引続き支援を充実させるとともに、特別支援学校対象児童生徒の増加への対応として、県教委等の動向も見据えながら、全市的な検討をさらに進めます。
- ②小・中学校通級指導教室の運営及び国等の動向を見据えながらの運営改善の検討については、令和2年度の検討を踏まえ、運営の改善に向けた取組を推進します。
- ③サポートノートの改訂版について、目的や活用方法を周知し、活用促進を図ります。
- ④進学・進路についての研修を含めた各種研修を引き続き充実させるとともに、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討します。
- ⑤医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。
- ⑥入院期間の短期化に伴い、入退院を繰り返す児童生徒への学習支援の在り方を検討します。
- ⑦特別支援教育サポーターについて、支援の必要な児童生徒の増加を踏まえ、配置数の拡大や現場の実情に対応しやすい柔軟な運用方法の検討等を進めます。
- ⑧居住地交流の実現に向けた取組の推進や特別支援学校在籍児童生徒に対する副次的な学籍について検討します。
- ⑨就学相談では、保護者に十分な情報提供がなされるように、川崎市のホームページ上で説明会資料や動画を公開するとともに、区役所の窓口で説明会資料や学校見学の予定が入手できるように配慮します。進学相談では、5年時より進学意向調査を実施します。

事務事業名	共生・共育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	各学校における年間6時間（標準）の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進			→
	担当者研修の実施 ・年2回の継続実施			→
	研究協力校での効果測定・検証 ・効果測定・検証の継続実施			→
	エクササイズ集を活用した取組の実施 ・新エクササイズに対応した職員研修の充実			→
実施状況				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施（年2回）については、計画通り2回（4月書面開催、8月オンライン開催）実施しました。書面開催におけるアンケート実施とその後の対応により、学校支援を行いました。 ②効果測定・検証については、研究協力校を含む、要請校内研修等をのべ17回実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、例年の研修期間が学校の課業日となったこと、また、教職員の感染予防の観点から集合しての研修が中止になったことから、要請訪問研修の回数は減少しましたが、協力校情報交換会を開催し、児童生徒理解に基づく指導の重要性について研修を行うとともに、今後の取組についての提案等を行って学校の取組を支援しました。 ③新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童生徒の心のケアに向けた新エクササイズを作成し、オンラインで実践形式の研修会を行いました。また一人一台端末整備に向けてICTを活用したエクササイズを開発し紹介しました。新型コロナウイルス感染症による臨時休業で、総授業時間数が減りましたが、エクササイズの年間標準6時間実施に向け努力しました。 				
課題と今後の取組				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修会と学校要請研修会の実施については、各学校の実践の支援のため必要であり、総合教育センターの教育相談事業と連携をとりながら、今後も継続していきます。また、学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。 ②研究協力校での効果測定・検証については、効果測定を活用した検証方法について検討をしながら支援を継続していきます。 ③新エクササイズを活用した取組の実施については、エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があるため、今後も継続していきます。また、GIGAスクール構想による教職員への一人一台端末整備を見据え、これまでのエクササイズと効果測定のためのアンケート実施方法を見直し、各学校での標準6時間実施を支援していきます。 				

事務事業名	児童生徒支援・相談事業			
担当課	総合教育センター	関係課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	
事業の概要	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 ・スキルアップに向けた研修の実施			
	スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・全中学校への継続配置 ・学校巡回カウンセラーの全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣継続実施			
	スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもがおかれている状況に応じた支援 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化			
	多様な相談機能の提供 ・多様な相談機能による相談支援の実施			
実施状況				
<p>①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修を新型コロナウイルス感染症流行禍ではありましたが、形式を工夫し、10回実施することができました。</p> <p>②スクールカウンセラーについては、市内全52の中学校に配置し、週1回、年280時間で相談を実施しました。</p> <p>③課題のある児童・生徒の家庭等への支援をするとともに、児童支援コーディネーター研修に参加するなどして、学校との連携を強化しました。</p> <p>④電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心にした相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①児童支援コーディネーターの相談への対応能力を向上するための研修については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた実施形態・回数で今後も実施していきます。</p> <p>②学校巡回カウンセラーについては、優秀な人材を確保し、児童生徒やその保護者に対する相談の質の向上をするために、給与水準の引き上げを行います。</p> <p>③学校を始めとする関係機関との連携を強化することにより、各家庭への支援の充実を図ります。</p> <p>④既存の相談機能を維持継続し、関係機関への告知を徹底、強化することによって、市民サービスの向上を図ります。</p>				

事務事業名	教育機会確保推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ・市内6か所の運営継続実施			
	子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 ・継続実施			
	既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営継続実施			
	・希望者に対する入学及び編入相談の充実			
実施状況				
<p>①各学校に対して、ゆうゆう広場（適応指導教室）の周知をしました。スクールカウンセラーや児童支援コーディネーターの研修時に周知するなどして、学校内で相談の中心となる職員へ周知しました。各広場では、学校へ復帰することや社会的な自立につながるより良い支援を検討し、運営をしました。</p> <p>②市内6か所のゆうゆう広場（適応指導教室）に、登録人数に応じて、それぞれ2名～4名のメンタルフレンドを配置しました。子どもたちは年齢が近いため、より親近感を持って接することができるため、教育相談員とは違う形での支援を行いました。</p> <p>③西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①ゆうゆう広場（適応指導教室）の運営は今まで通り継続しつつ、各広場での活動内容については、社会環境の変化等を考慮し、精選します。</p> <p>②メンタルフレンドについては、各大学、大学院での広報活動を実施し、今年度と同程度の人員を確保し配置します。</p> <p>③入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう、学校の支援体制等を見直し、学校と連携しながら夜間学級の周知方法や、入学・編入相談の充実を図ります。</p>				

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業			
担当課	教育政策室（旧：総合教育センター）	関係課		
事業の概要	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・継続実施			
	日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ・派遣の継続実施			
	帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ・継続実施			
	日本語指導のための特別の教育課程の実施 ・国際教室（日本語教室）における継続実施			
	全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討	・全小・中・特別支援学校での実施		
実施状況				
<p>①②海外帰国・外国人児童生徒に対しては、各区教育担当や教育政策室、学校で教育相談を行い、日本語指導の初期段階や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、168人分の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。</p> <p>③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修は感染防止の観点から開催方法を変更し、資料の配布とレポートの提出による実施としました。国際教室担当者連絡協議会は2回実施しました。また、日本語指導非常勤講師研修を3回実施しました。</p> <p>④特別の教育課程による日本語指導を国際教室担当教員及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で実施しました。</p> <p>⑤希望する学校等に通訳機器を136台配置しました。また、通訳・翻訳支援業務委託により、239件の通訳者の派遣等を実施しました。</p> <p>⑥プレスクールを全区で開催し、39組の外国人児童及び保護者が参加しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①教育相談については、研修等により職員の対応能力を高めるとともに、就学期前後の切れ目ない支援・相談体制の整備について他部局とともに研究を進めていきます。</p> <p>②日本語指導初期支援業務委託については、仕様や契約手法を精査してより効率的かつ安定的な支援につながるよう改善しながら継続していきます。</p> <p>③国際教室担当者連絡協議会等については、会議の在り方や持ち方の検討を行いながら、引き続き実施していきます。</p> <p>④日本語指導のための特別の教育課程について、継続して実施するとともに、教員の指導力の更なる向上にむけて研修や情報提供を進めます。</p> <p>⑤通訳機器については、今後の通訳機器やアプリケーションの動向を見守りながら、ニーズに応じた配置を進めます。</p> <p>⑥プレスクールについては、参加者のニーズを分析して回数や内容を改善しながら引き続き実施します。また、より効率的な実施手法について検討していきます。</p>				

事務事業名	就学等支援事業			
担当課	学事課	関係課		
事業の概要	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・中学生への継続及び新小学1年生 (H31 (2019) 年度入学) への実施			
	システム化による事務処理効率化 ・システムの構築及び制度改正の実施	・効率化の実施		
	特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ・継続実施			
	就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・継続実施			
	高等学校奨学金の支給による支援 ・継続実施			
	大学奨学金の貸付の実施 ・継続実施			
実施状況				
<p>①新小・中学1年生（次年度入学）への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を2,046件支給しました。</p> <p>②就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について事務の効率化を図りました。</p> <p>③特別支援教育就学奨励費事務について、2,690件支給しました。</p> <p>④就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。</p> <p>⑤高校生への奨学金を学年資金で845件、入学支度金で254件支給しました。</p> <p>⑥大学奨学金における貸付による支援について、新たに11件採用しました。また、今後の制度のあり方について、国や他都市の状況や利用者の意向の確認等を踏まえた検討を行い、現行制度を継続していくこととしました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続し、実施していきます。</p> <p>②就学援助システムの円滑な実施については、就学援助システムを活用した事務フローについて、より円滑に進めるための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>③④⑤⑥就学事務、特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金及び大学奨学金については、現状のまま継続していきます。</p>				